

沿岸広域振興局長告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年2月9日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

- 1 路線名 釜石遠野線
- 2 供用開始の区間 釜石市橋野町第4地割33番1地先から35番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年2月9日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
  - (2) 期間 令和6年2月9日から同年3月11日まで